

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小田奈良須両池土地改良区から
役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成20年6月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	松本 清	高松市岡本町1374番地	平成20年3月3日

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	豊島 繁春	高松市岡本町615番地	平成20年3月18日